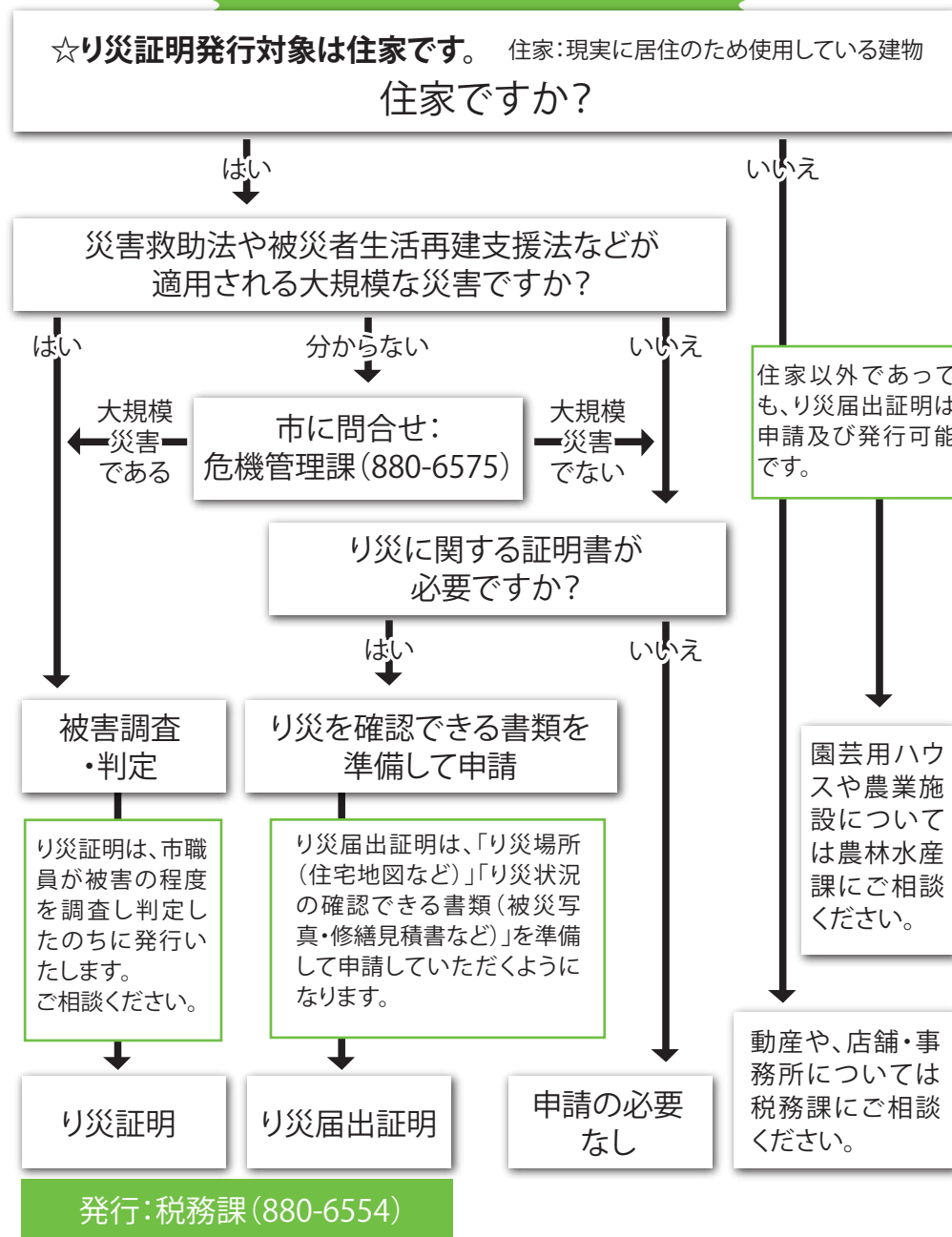


- ☆大規模災害に至らない風水害などの場合は、「り災届出証明」を発行します。
- ☆災害対策基本法以外でのり災に関する証明の発行については、用途・目的、対象物（施設・設備などの種類）により、お問い合わせ先（担当課）が変わってきます。

まずは、証明の提出を求めている依頼元によくご相談ください。
自然災害により、家屋に被害が出た場合の保険金請求や共済金請求には、市の発行する「り災証明」や「り災届出証明」を必要としないことが多いため、ご加入の保険・共済に確認してください。

災害発生



詳しくは… 危機管理課：☎880-6575 税務課：☎880-6554
農林水産課：☎880-6559

生活再建のために「り災証明」を発行します

南海トラフ地震などの大規模災害時には、災害対策基本法に基づき、

南国税務署からのお知らせ

消費税軽減税率制度説明会について

本年（2019年）10月から、消費税軽減税率制度が実施されます。
軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係します。

以下の対応はお済みですか？

- 取り扱う商品の適用税率の確認（軽減税率8%か、標準税率10%か）
- 複数税率に区分した経理の準備
- レジやシステムの導入・改修等に係る補助金の申請手続き
- 複数税率に対応したレジやシステムの導入・入替



「準備はこれから」という方は、説明会（無料）に是非ご参加ください。

説明会の開催日程

開催日	開催時間	開催場所
令和元年（2019年） 8月27日（火）	13:30～15:00（90分）	南国税務署 2階会議室 （南国市大桶甲1592-2）
令和元年（2019年） 8月28日（水）	13:30～15:00（90分）	南国税務署 2階会議室 （南国市大桶甲1592-2）
令和元年（2019年） 9月25日（水）	13:30～15:00（90分）	南国税務署 2階会議室 （南国市大桶甲1592-2）
令和元年（2019年） 9月26日（木）	13:30～15:00（90分）	南国税務署 2階会議室 （南国市大桶甲1592-2）

主催 南国税務署

- ・説明会に関する最新の情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の軽減税率制度に関する特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



QRコード

説明会の日程等の詳細は、
こちらからもご確認
いただけます！！

■問い合わせ

〒783-0004 南国市大桶甲1592-2
南国税務署 法人課税部門
☎863-3218